

1. 児童館ガイドラインの策定の背景

- (1) 平成22年度、児童館をめぐる環境の変化や時代の要請に適切に対応する児童館の機能・役割を明確化することを目的として「児童館ガイドライン検討委員会」(柏女靈峰委員長)が設置された。
- (2) その背景には、次の理由が挙げられた。
 - ① 地域の児童館が本来の機能・役割を十分に發揮していないことや自治体の財政のひっ迫による廃止・転用が散見されるようになった。
 - ② 指定管理者制度の浸透により児童館の民営化が進み、児童館の福祉的機能・役割の再確認が重要となった。
 - ③ 子どもたちの集団での遊びや地域での多様な体験活動の機会が減少し、子ども時代に遊びを通して獲得すべき自主性や社会性、創造性等発達課題が十分に得られない状況があった。
- (3) 上記検討委員会での議論を経て「児童館ガイドライン」は、平成23年3月31日に発出し、6年が経過している。

2. 児童館の現状と課題

【現状】

- 児童館は、昭和40年代から50年代の高度経済成長期に全国的に設置が進められたが、現在は施設の老朽化が進んでいる。
- 児童館数は、平成18年度（4,718か所）をピークに減少傾向に転じたが、現在はほぼ横ばいで推移している。指定管理者制度の導入等により民営化が進んでいる。
- 全国の市区町村での児童館の設置率は、62.2%と低くなっている。
また、そのうち平成31年度までに児童館の休館・廃止を予定または検討している市区町村は14.5%ある。
- (平成27年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童館における子育て支援等の実践状況に関する調査研究」主任研究者 野中賢治より)
- 子ども・子育て家庭を取り巻く社会環境が複雑多様化しており、子どもの貧困、児童虐待への対応等、今日的な社会課題に対応しうる児童館の機能・役割への期待が高まっている。

■今日的な社会課題に対応する児童館

食事の提供 5%、学習支援 7.3%、虐待事案の発見15.2%、小学生のランドセル来館 26.3%、
移動児童館 27.6%、中学生の居場所づくり 41%

(平成28年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「地域の児童館が果たすべき機能及び役割に関する調査研究」主任研究員 植木 信一より)

【課題】

(1) 地域の児童館でおこなわれている活動プログラムの実践状況調査の結果からの指摘事項

(平成27年度「遊びのプログラム等に関する専門委員会」において実施)

- ① 「児童館ガイドライン」の内容に沿って運営する児童館は92.7%であったが、「児童館ガイドライン」をよく理解していない児童館もあり、周知徹底を図ることが必要である。
- ② 「子どもが意見を述べる場の提供」が約6割、「放課後児童クラブの実施」は約5割で実施されていたが、地域差も生じている状況が見られることから実施を促す必要がある。
- ③ 貧困家庭やひとり親家庭等の学習支援などの子どもの自立に向けての生活支援等の今日的課題への対応に取り組んでいる状況があり、必要な地域で実施するためのノウハウや環境設定などを検討していく必要がある。
- ④ 移動児童館、子ども110番の家（駆け込み児童館）、地域コミュニティー活動の連携拠点などを担っており、地域社会の中での児童館の役割や位置付け、そのあり方の更なる検証が必要である。
- ⑤ 「児童館ガイドライン」は児童館の運営や活動の向上を図る上で重要な役割を果たしているものの今後の課題も指摘された。
 - 子どもの貧困問題等の今日的課題にどのように取り組んでいくか。
 - 「児童館ガイドライン」の更なる周知をどのように図っていくか。
 - 今後、児童館が果たすべき機能及び役割の検討をどのように進めていくか。

(2) 平成28年度全国児童館実態調査の結果による指摘事項

(平成28年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「地域の児童館が果たすべき機能及び役割に関する調査研究」主任研究員 植木 信一)

【小型児童館・児童センターについて】

- ①専門的な資格を有する職員が多く配置されている児童館は、利用者が増加する傾向がある。
- ②勤務年数の長い児童厚生員は、「児童館の活動内容」を実施するために効果的である。
- ③「常勤」の館長が配置されている児童館は、利用者が増加する傾向がある。
- ④「専任」の館長の配置は、児童館ガイドラインの「児童館の活動内容」を実施するために効果的である。
- ⑤「児童館の活動内容」が多様に実施されている児童館は、利用者数が増加する傾向がある。
- ⑥利用者数の増加した児童館は、連携する社会資源が多くなる傾向がある。
- ⑦児童厚生員の専門的力量の向上が必要である。
- ⑧利用者の増加に対応した児童厚生員の適正配置が必要である。

【大型児童館について】

- ①大型児童館相互の交流機会は運営内容の充実発展を図るうえで重要な意見交換の場となる。
- ②運営委員会の役割を再認識し、実際の活動の活性化に役立てることが必要である。
- ③大型児童館独自の活動内容や運営内容を児童館ガイドラインに反映させることが必要である。

(3) 児童館ガイドライン策定時の積み残し検討課題

(平成23年3月28日「児童館ガイドライン検討委員会」報告書「子どもの健全育成上の課題」について)

- ①今後、歴史・文化・経済を共有する広域地域において、子どもの措置に格差を出さないような配慮が必要となる。都道府県の大型児童館のあり方と、設置推進についてぜひ検討願いたい。
- ②児童館活動とは、決して館内活動だけを意味しない。子どもは、身体的発達のためにも外遊びを豊かに行い、風雨寒暖の激しい時に、室内にて遊びを図るべきことと想定されている。昨今の子ども達の身体発達の未熟さ、社会性の希薄さ等々を鑑みたとき、改めて児童遊園や外遊びのあり方についての検討が必要である。
- ③児童遊園については、地域空間における遊び場全般についての記述に改めるよう検討が必要である。
- ④子ども・子育ての直面する課題は、進行する少子化問題と増大する子育てへの負担感であり、子どもの心の育ちも問題である。従って、今まで以上に、子育て支援の充実と子どもの健全育成の推進が必要となっている。
- ⑤「児童の遊びを指導する者」と児童福祉施設最低基準にあるが、この記述だと一般に「遊び相手」「遊ばせ屋」という理解を招来する呼称であり、職員の意識の上でも児童福祉施設としての児童館を矮小化させ、モチベーションを下げている。以上からも、職員の呼称は従前の「児童厚生員」と法令上保障すべきである。
- ⑥今後の児童館に求められる働きとして、子どもの生きる力の育成や次世代を育む親となるための支援が挙げられる。その一つとして、年長児童の居場所の確保が重要であり、学校や家庭と違った第三の居場所を提供していくことが大切である。
- ⑦地域における在宅の子育て家庭への支援の充実を図るべきである。乳幼児をもつ在宅の保護者に対して交流や相談の場を提供していくことや、親たちのネットワークを育てていくことなどがさらに必要となる。

⑧児童館が、地域の子育て支援コーディネーターとして、積極的に学校・保育所・各団体等と連携を図りながら、子育て支援の拠点としての機能を充実していくことが求められている。

⑨児童館のもつ福祉的機能について、働く職員や行政組織の認識を深める必要がある。

- ・虐待の発見と子どもと保護者への支援・障害児の地域の居場所
- ・保護者を対象にした相談機能（気軽に子どもの年齢を問わずに相談に応じること）など

⑩児童館は子どもの育ちを支える遊びの空間を守るところであるべきである。自由な遊びを保障するところである。「自由に」とは、地域のすべての児童がつながる可能性をもち、自発性、自主性が尊重され、社会性の発達に見合った活動の支援がなされていることを意味する。さらに、子どもの権利の尊重も十分になされるべきである。

⑪児童館は地域社会と子どもとのつなぎ役を果たすところである。地域全体の問題を視野に入れ、職員が街の実態（地域の遊び場、地域活動団体、防災、環境等の組織活動）を知ることが大切である。単に子どもの指導者としての専門性にとどまらず、子どもの地域での遊び活動のコーディネーターとして、協働体制を広げる役割を果たせることが望ましい。人と人をつなぐことが大切である。

⑫これからの児童館は、「小中学校区域などの地域の子ども・子育ての環境全体を視野に入れ、そのエリア内の子どもの育ちや子育てを支援するセンターとしての役割」を模索すべきである。とくに、家に資場所のない子どもを視野に入れる必要があり、そのためには、児童厚生員はコーディネーターの資質を持つことが強く期待される。

⑬地域の大人が子どもの姿に感動できる機会を作ることによって、保護者以外にも子どもの育ちを待てる、励ます、見守れるような大人を育て、このことが「次世代を育成するまちづくり」にもつながるはずである。

⑭ボランティア研修について、児童館が単館ごとに実施するのではなく、広域で実施し、交流の実践としても行われると充実できる。児童館職員は、ボランティアコーディネート研修が必要である。また、今後は、育成するボランティアだけではなく学生の職場体験・企業の社会貢献、専門性をもったボランティア等、新たな関わりにも開かれていることが大切である。

- ⑯児童福祉法の規定を、小中学校区など地域の子どもと子育ての環境全体を視野に入れた規定に再構成するべきである。また、児童遊園の規定を見直し、プレイパークや冒険遊び場なども施策に取り込んだ規定とし、助成の道を開くこと。
- ⑰児童福祉法理念既定の中に、子どもの生存、発達、及び自立に関する固有の権利を保障する趣旨の条項を設けること。また、第2項として、子どもの遊ぶ権利を規定すること。
- ⑱児童福祉施設最低基準の児童厚生施設部分について、児童館ガイドラインの趣旨を生かした修正を行い、また、実施要綱等の見直しも進める必要がある。
- ⑲児童厚生員の資格に社会福祉士を明確に位置付けるとともに、児童厚生員の専門性について家庭基盤の脆弱な子どもに対応できるソーシャルワークの専門性を強化すること。
- ⑳児童館には、親と子、地域社会の3者の媒介を担う機能が不可欠である。親と子、子と子、親子と地域社会、それぞれの媒介を担うことによってつながりを再生する専門職（児童厚生員）がいる「居場所」（館）としての児童館が必要とされる。家に帰れない、家に帰っても居場所のない子どもたちの生活を支援する機能があってこそその「館」であり、それがなければ遊びの支援という「機能」があればいいこととなる。適正配置も議論すべきである。児童館が「館」であることの意味を再認識すべきである。
- ㉑夜、家の中で一人で過ごす時間の長い子どもの実態把握と生活支援のための仕組みやプチ家出等にみられる家庭に居場所を見い出せない中高生などの年長児童に対する支援が必要となっている。児童館が要保護児童対策地域協議会の一員となって支援することや、ストリートエデュケーターやユースワーカー等といった新たな仕組みや専門家、ボランティアの整備等も考える必要がある。
- ㉒放課後児童クラブ、児童館、放課後子供教室を「子ども・子育て新システム」にしっかり位置付けることが必要である。

- ㉒地域における子ども育成活動は、児童厚生施設等の公的施設・機関、社会福祉協議会、児童厚生員、主任児童委員等の公的ボランティア、地域子ども会や母親クラブ等の地域組織、住民主体型地域自主活動、企業、ボランティア、N P O等により展開されている。具体的活動としては、子どもの遊び場、遊びの機会の確保、キャンプ、世代間交流活動、地域の安全点検・交通安全巡回等の事故防止活動、有害環境浄化、非行防止等の活動が展開されている。特に近年では、放課後等における子どもの安全確保も大きな課題となっている。これらの団体や活動の相互交流も必要ではないか。
- ㉓児童健全育成推進財団、児童育成協会、こども未来財団などが中心となり、こうした全国組織の交流と緩やかな組織化を進め、国と協働して社会や企業等に対する発信機能を高めていくことが必要ではないか。
- ㉔児童育成サービスに関する理念、制度、方法を一体として検討する場が政府に必要と考える。
- ㉕児童福祉や教育の目標の中に「子どもの自立」を据え、子どもが世代や立場を超えた様々な人たちに受容され、依存できる関係を再生すべきである。親以外の人たちに甘えたり、世話をされる体験を持つことは、家庭の外の世界に踏み出していく大切なステップにもなる。
- ㉖近年、ユニセフやその他の複数の調査によって、日本の子どもの孤立感が高かったり自己肯定感が低いことが明らかになっている。社会に対する信頼感が希薄な子どもは、「自立」という船出を控えて強い不安感を経験することになる。不登校やひきこもりの背景にあるそのような心理を理解し、子どもの育ちを社会全体で支えることが必要なのではないか。
- ㉗核家族が主流となり、地域の社会関係が希薄になりつつある中、家庭の孤立化が進行している。まずは、保護者も、子どもも、地域の人たちも、施設（児童館等）を社会化することから始めてみてはどうか。そして、そのような交流の場に、現代の子育ての背景をよく理解し、親の気持ちに寄り添える支援者の存在が重要であろう。地域の児童館には、児童福祉の予防的機能として、そのような働きを期待したい。

3. 児童館ガイドラインの見直しに向けての主な着眼点

- (1) 子どもの遊びの再定義と児童館での多様な遊びのプログラムの実施が求められていること
- (2) 社会課題への対応が児童館の普遍的機能になりつつあること
- (3) 子ども・子育て家庭への身近な相談窓口としての機能の強化が求められていること
- (4) 児童厚生員・児童館長の資質向上のための研修を強化すること
- (5) 児童厚生員・児童館長の適正配置・勤務体制に関すること
- (6) 児童厚生員のソーシャルワーク力の更なる向上が必要とされること
- (7) 大型児童館の活動内容や運営課題を共有化するために児童館ガイドラインに反映させること
- (8) 平成23年児童館ガイドライン発出以降に、施行・改正された主な関係法令等との整合・照合
 - 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年）
 - いじめ防止対策推進法（平成25年）
 - 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年）
 - 放課後児童クラブ運営指針（平成27年）
 - 子ども・子育て支援法（平成27年）
 - 児童福祉法（平成28年） 等

4. 児童館ガイドライン検討項目・指摘事項

○今日の多様な子どもの福祉・子育てニーズに対応する児童館の取り組みの現状を踏まえ、児童館運営の指針となる「児童館ガイドライン」の記載内容について再検討し、必要に応じて見直しを図る。

- 【凡例】 ○→平成28年度「地域の児童館が果たすべき機能及び役割に関する調査研究」
(主任研究員 植木 信一) 第6章提言からの指摘事項
●→「有識者意見交換会」での指摘事項

1 児童館運営の理念と目的

(1) 理念

児童館は、「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。」という児童福祉法の理念に基づき、それを地域社会の中で具現化する児童福祉施設である。故に児童館はその運営理念を踏まえて、国及び地方公共団体や保護者をはじめとする地域の人々と共に子どもの育成に努めなければならない。

- 改正児童福祉法第1条および第2条の内容と整合を図る。
●理念として「児童福祉法」を引用・明記する。
●平成28年改正児童福祉法で明記された「児童の権利に関する条約」「子どもの意見の尊重」「子どもの最善の利益」について書き加える。
●子どもの遊びが重要な役割を果たすこと「遊びの権利保障」を明記する。

児童福祉法(平成28年改正)

- 第一条 全て児童は、**児童の権利に関する条約の精神**にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。
- 第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その**意見が尊重され**、その**最善の利益**が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

(2) 目的

児童館は、18歳未満のすべての子どもを対象とし、遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもを心身ともに健やかに育成することを目的とする。

- 「生活の援助」の具体的な内容を示す。

2 児童館の機能・役割

- 児童館の特性について解説する。

- ①本人の意思による自由来館利用であること
- ②異年齢の集団であること
- ③不特定多数の来館者がいること

(1) 発達の増進

子どもと長期的・継続的に関わり、遊び及び生活を通して子どもの発達の増進を図ること。

- 「健全育成」や「発達」について定義する。

(2) 日常の生活の支援

子どもの遊びの拠点と居場所となり、子どもの活動の様子から必要に応じて家庭や地域の子育て環境の調整を図ることにより、子どもの安定した日常の生活を支援すること。

- 「日常の生活を支援すること」の具体的な内容を示す。

(3) 問題の発生予防・早期発見と対応

子どもと子育て家庭が抱える可能性のある問題の発生を予防し、かつ早期発見に努め、専門機関と連携して適切に対応すること。

- 児童福祉施設として、福祉的課題のある児童に機能を發揮し解決に寄与することを示す。
- 子どもの貧困、学習支援、いじめ防止など、今日的な課題に対応することを追加する。

(4) 子育て家庭への支援

子育て家庭に対する相談・援助を行い、子育ての交流の場を提供し、地域における子育て家庭を支援すること。

- 地域のニーズを把握するための“包括的な相談窓口”としての機能を加える。

(5) 地域組織活動の育成

地域組織活動の育成を支援し、子どもの育ちに関する組織や人とのネットワークの中心となり、地域の子どもを健全に育成する拠点としての役割を担うこと。

- 児童館は地域における子どもの育成についてのリーダーシップが求められることを盛り込む。
- 地域の健全育成と子育て支援の拠点としての機能・役割を、より明確かつ包括的に表わすため、項目名を「地域における子ども・子育てネットワークの推進」と変更する。

3 児童館の活動内容

(1) 遊びによる子どもの育成

- ガイドラインに基づく活動がより実践されるために、児童館の活動内容を具体的に例示する。
- 公的施設として、日常の地域児童館は、原則無料で利用できることに触れられるか。

① 子どもにとっては、遊びが生活の中の大きな部分を占め、遊び自体の中に子どもを発達させる重要な要素が含まれている。このことを踏まえ、子どもが遊びによって心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒を豊かにするよう援助すること。

- 「遊び」の持つ意味・意義、子どもにとって遊びの大しさを書き込む。
- 「遊び」を通して発達を増進する理念を再認識させる。

②子ども同士が同年齢や異年齢の集団を形成して、様々な活動に自発的に取り組めるように援助すること。

(2) 子どもの居場所の提供

①子どもが安心できる安全な居場所を提供すること。

②子どもの自発的な活動を尊重し、必要に応じて援助すること。

●児童館は、中・高校生年代も利用出来る施設であり、定義や時間延長の促進等受入について明記する。

●児童館のOG・OB等を中心に、進学・就職の進路相談等の若者の支援体制について、今後のあり方に
ついて示す。

(3) 保護者の子育ての支援

①子どもとその保護者が、自由に交流できる場所を提供するように配慮すること。

②子どもの発達上の課題について、気軽に相談できるような子育て支援活動を実施し、保護者が広く地域
の人々との関わりをもてるよう支援すること。

③児童虐待予防に取り組み、保護者の子育てへの不安や課題には関係機関と協力して継続的に支援すること。

④地域住民やN P O、関係機関と連携を図り、協力して活動するなど子育てに関するネットワークを築き、
子育てしやすい環境づくりに努めること。

●マタニティー時期の支援をしている児童館事例もあるため、妊婦の利用について視野に入れることを
書き加える。

(4) 子どもが意見を述べる場の提供

- ①児童館の活動や地域の行事に子どもが参加して自由に意見を述べることができるよう配慮すること。
- ②子どもの話し合いの場を計画的に設け、中学生・高校生等の年長児童（以下、「年長児童」という）が中心となり子ども同士の役割分担を支援するなど、自分たちで活動を作り上げることができるように援助すること。
- ③子どもの自発的活動を継続的に支援し、子どもの視点や意見が児童館の運営や地域の活動に生かせるように努めること。

- 「子どもが意見を述べる場の提供」に求められる職員の専門性を示す。
- 「助けて！」など、SOSの声を上げることも権利擁護の視点からは重要。子どもが意見を述べる場の提供が子どもの相談や権利保障につながることを明記する。

(5) 地域の健全育成の環境づくり

- ①児童館の活動内容等を広報したり、地域の様々な子どもの育成活動に協力するなど、児童館活動に関する理解や協力が得られるように努めること。
- ②地域の子どもの健全育成を推進する児童福祉施設として、地域組織等の協力を得ながら、その機能を発揮するように努めること。

- 地域の行事に子どもたちも参加できるようにしたり、職員も行事に協力したり、積極的に連携するよう書き加える。

(6) ボランティアの育成と活動

- ①児童館を利用する子どもが、ボランティアリーダーとして仲間と積極的に関わる中で組織的に活動し、児童館や地域社会で自発的に活動できるよう支援すること。
- ②児童館を利用する子どもが、ボランティアとして適宜、活動できるように育成・援助し、成人になっても児童館とのつながりが継続できるようにすること。
- ③地域住民がボランティア等として、児童館の活動に参加できる場を提供すること。

(7) 放課後児童クラブの実施

- 全体として放課後児童クラブの基準や運営指針に沿った新たなあり方を書き加える。

①児童館で放課後児童クラブを実施する場合には、放課後児童クラブガイドラインに基づいて行うよう努め、児童館の持つ機能を生かし、以下のことに留意すること。

○上記「放課後児童クラブガイドライン」を「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準並びに放課後児童クラブ運営指針」に修正する。

ア 児童館に来館する子どもと放課後児童クラブに在籍する子どもが交流できるよう遊びや活動に配慮すること。

イ 放課後児童クラブの活動は、児童館内に限定することなく近隣の環境を活用すること。

②児童館と近隣の放課後児童クラブとの関係

児童館での活動に、近隣の放課後児童クラブの子どもが参加できるように連携したり、共同で行事を行うなど配慮すること。

- 放課後児童クラブでは子どもの遊びが制限されることがあるため、児童館の施設・機能を活かした豊かな遊びが提供できるように努めることを書き加える。
- 乳幼児から中・高校生まで利用する児童館の施設特性を踏まえ、放課後児童クラブが児童館を占有してしまわないような運営上の工夫や配慮、安全面から職員の分担等留意点を示す。

(8) 配慮を必要とする子どもの対応

①障害の有無にかかわらず、子どもがお互いに協力しながら活動できるよう活動内容や環境について配慮すること。

●障害者差別解消法に基づき、可能な限り「合理的配慮」に努め、すべての子どもに支援が円滑になれるように書き加える。

②家庭や友人関係等に悩みや問題を抱える子どもには、家庭や学校等と連絡をとり、適切な支援をし、児童館が安心できる居場所となるように配慮すること。

- 地域のニーズを把握して社会的な課題があると判断した場合には、社会資源と連携して支援することを書き込む。
- いじめ防止対策推進法の施行を踏まえ、いじめ防止の観点を書き込む。

③子どもの様子から虐待が疑われる場合には、速やかに市町村等に通告を行い、その後の対応について協議すること。

4 児童館と家庭・学校との連携

(1) 家庭との連携

- ①子どもの活動の様子から必要があると判断した場合には、家庭と連絡をとり適切な支援を行うこと。
- ②子どもの発達や家庭環境等の面で特に援助が必要な子どもには、家庭や学校、子どもの発達支援に関わる関係機関等と協力して継続的に援助を行うこと。

- 家庭との連絡や子どもへの具体的な支援については、必ず記録をとり、職員間で共有し継続的な支援が可能となるように配慮することを書き加える。

(2) 学校との連携

- ①児童館の活動と学校の行事等について、適切な情報交換が行えるようにすること。
- ②子どもの安全管理上の問題等が発生した場合には、学校と速やかに連絡を取り合い、適切な対応が取れるように連絡体制を整えておくこと。

●子どもの健全育成上の問題について適切な対応が取れるよう連絡体制を整える必要性を追加する。

(3) 地域との連携

- ①児童館の運営や活動の状況等について、保護者や地域住民等に積極的に情報提供を行い、その信頼関係を築くこと。
- ②地域住民等が児童館を活用できるように働きかけることなどにより、地域の人材・組織等との連携・協力関係を築くこと。
- ③児童虐待等により支援が必要な場合には、市町村や児童相談所と連携して対応を図ることが求められるので、要保護児童対策地域協議会に積極的に参加し、関係機関との連携・協力関係を築いておくこと。

○社会資源との連携の必要性について書き加える。

5 児童館の職員

○必要に応じて、地域のニーズを把握する児童ソーシャルワーカーとしての役割を果たすように努めることを書き加える。

(1) 館長の職務

児童館には館長を置き、主な職務は以下のとおりとする。

- ①児童館の運営を統括する。
- ②児童の遊びを指導する者（以下「児童厚生員」という）が業務を円滑に遂行できるように指導する。
- ③子育てを支援する人材や組織等との連携を図り、子育て環境の改善に努める。
- ④利用者からの苦情や要望への対応を行い、運営や活動内容の改善を図る。
- ⑤子育てに関する相談に応じ、必要な場合は関係機関と連携してその問題解決に努める。

- 「児童館年間運営計画」（年間運営目標、月別活動計画、地域内の行事予定、会議・研修予定等）を作成し、数値目標も立て、その計画を基に児童館の機能や役割が十分に発揮されるように運営・管理に努めることを書き加える。
- 年間計画や達成の状況を振り返り、定期的に運営を評価し（内部評価・外部評価・第三者評価等）、その改善に努めることを書き加える。
- 学校や役所をはじめ、社会資源と積極的に連携を図り、児童館の機能・役割が十分に発揮できるように調整を行うこと書き加える。

(2) 児童厚生員の職務

児童館には児童厚生員を置き、主な職務は以下のとおりとする。

- ①子どもの育ちと子育てに関する地域の実態を把握する。
- ②子どもの遊びを援助するとともに、遊びや生活に密着した活動を通じて子ども一人一人と子ども集団の自立的な成長を支援する。
- ③発達や家庭環境などの面で特に援助が必要な子どもへの支援を行う。
- ④地域の子どもの活動や、子育て支援の取り組みを行っている団体等と協力して、子どもの遊びや生活の環境を整備する。

●④の「子どもの遊びや生活の環境を整備する」の具体的な内容を示す。

- ⑤児童虐待防止の観点から早期発見に努め、対応・支援については市区町村や児童相談所と協力する。
- ⑥子どもの活動の様子から配慮が必要とされる子どもについては、個別の記録をとり継続的な援助ができるようにする。

●児童厚生員に求められる援助技術として、遊びの援助技術(プレイワーク)と福祉の援助技術(ソーシャルワーク)を明記する。

●記録について、日誌、配慮児童の支援記録、安全点検記録、研修記録、金銭出納・会議記録など必要なものを示す。

(3) 児童館の職場倫理

- ①職員は倫理規範を尊重し、常に意識し、遵守することが求められる。また活動や指導内容の向上に努めなければならない。これは、児童館で活動するボランティアにも求められることである。
- ②職員に求められる倫理として、次のようなことが考えられる。
 - ア 子どもの人権尊重と子どもの性差・個人差への配慮に関すること。
 - イ 体罰等、子どもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止に関すること。
 - ウ 個人情報の取り扱いとプライバシーの保護に関すること。
 - エ 保護者、地域住民への誠意ある対応と信頼関係の構築に関すること。

●利用対象者を誰でも公平・平等に受け入れる姿勢が必要であることを書き加える。

(4) 児童館職員の研修

- ①児童館の職員は、積極的に資質の向上に努めることが必要である。
- ②児童館の運営主体は、様々な機会を活用して研修を実施し、職員の資質向上に努めなければならない。
- ③市区町村及び都道府県は、児童館の適切な運営を支えるよう研修等の機会を設け、職員の経験に応じた研修内容にも配慮すること。

○児童厚生員の研修機会の拡大による各種専門資格の取得を奨励する規定を書き加える。

- 児童厚生員・児童館長は、着任後早期に児童館を総合的に理解するための研修を受講することが必要であることを書き加える。
- 児童館職員の経験や資格、研修受講による「キャリアパス」について言及する。

6 児童館の運営

(1) 設備

児童館活動を実施するために、以下の設備・備品を備えること。

- ①集会室、遊戯室、図書室、相談室、創作活動室、便所、事務執行に必要な設備のほか、必要に応じ、以下の設備・備品を備えること。
 - ア 静養室及び児童クラブ室等を設けること。
 - イ 年長児童の文化活動、芸術活動等に必要なスペースと備品等を備えること。
 - ウ 子どもの年齢や発達段階に応じた活動に必要な遊具や備品等を備えること。

②乳幼児や障害のある子どもの利用にあたって、安全に配慮し、必要に応じて施設の改善や必要な備品等を整備しておくこと。

(2) 運営主体

①児童館の運営については、子どもの福祉や地域の実情を十分に理解し、安定した財政基盤と運営体制を有し、継続的・安定的に運営できるよう努めること。

②市区町村が他の者に運営委託等を行う場合には、その運営状況等について継続的に確認・評価し、十分に注意を払うこと。

(3) 運営管理

①開館時間

ア 開館日・開館時間は、対象となる子どもの年齢、保護者の利用の利便性など、地域の実情に合わせて設定すること。

イ 学校の状況や地域のニーズに合わせて柔軟に運営し、不規則な休館日や開館時間を設定しないようにすること。

●初めて勤務する館長・職員の参考として「児童館の一日の流れ」を例示する。

②利用する子どもの把握・保護者との連絡

ア 児童館を利用する子どもについて、住所、氏名、年齢、緊急時の連絡先等を、必要に応じて登録するなどして把握に努めること。

イ 児童館でのけがや体調不良等については、速やかに保護者へ連絡すること。

③運営協議会等の設置

児童館活動の充実を図るため、児童委員、社会福祉協議会、母親クラブ等の地域組織の代表者の他、学識経験者、子どもの保護者、教職員等を構成員とする運営協議会等を設置し、その意見を聞くこと。

●運営協議会の構成員に「子ども」を入れる。

●運営委員には児童館運営に積極的に意見を述べてくれる地域の方々を選任し、定期的に運営委員会を開催することを記載する。

④ 運営管理規程と法令遵守

児童館の運営管理の責任者を定め、利用する子どもの把握、保護者との連絡、事故防止等に関する事項を規定する運営管理規程を定め、子どもや保護者の人権への配慮、守秘義務、個人情報の管理等の法令遵守に努めること。

●指定管理者公募要項や業務仕様書等に本ガイドラインを準用または参考にすることが重要であることを書き加える。

⑤ 安全対策・緊急時対応

ア 事故やけがの防止と対応

子どもの事故やけがを防止するため、安全対策・安全学習・安全点検と補修・緊急時の対応等に留意し、その計画や実施について整えておくこと。

イ 衛生管理

感染症の予防や健康維持のため、来館時の手洗いの励行、施設・設備の衛生管理等が重要である。

子どもの感染防止のために臨時に休館しなければならないと判断する場合は、市区町村と協議の上で実施し、学校等関係機関に連絡すること。

⑥ 防災・防犯対策

ア マニュアルの策定

災害や犯罪の発生時に適切な対応ができるよう、防災・防犯に関する計画やマニュアルを策定し、施設・設備や地域環境の安全点検、職員並びに関係機関が保有する安全確保に関する情報の共有等に努めること。

イ 定期的な訓練

定期的に避難訓練等を実施し、非常警報装置や消火設備等を設けるなどの非常事態に備える対応策を講じること。

ウ 地域ぐるみの安全確保

子どもが自ら安全を確保する方法についての指導を行うこと。また、児童館への来館、帰宅途中の安全対策や保護者への協力を呼びかけ、地域の関係機関・団体等と連携した不審者情報の共有や見守り活動等の実施に取り組むこと。

- 緊急事態に備え、止血法、心肺蘇生法、AED・エピペンの取り扱い方法等の訓練をしておく必要があることを書き加える。
- 施設・設備の日常の点検と定期的な点検について記録をとり、改善すべき所があった場合には、迅速に対応し記録に残しておくことを書き加える。

⑦要望、苦情への対応

- ア 要望や苦情を受け付ける窓口を設け、子どもや保護者に周知し、要望や苦情の対応の手順や体制を整備して迅速な対応を図ること。
- イ 苦情対応については、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や解決に向けた手順の整理等、迅速かつ適切に解決が図られるしくみをつくること。

- 情報開示の必要性について書き加える。
- 自己評価、利用者評価、第三者評価の必要性について項目を書き加える。
- 評価によって児童館の活動が縮小する事がないように、研修や力量形成とつなげるよう配慮することを示す。
- 評価基準は「子どもの権利保障」「子どもの最善の利益」を中心となるよう、また子どもの声をフィードバックするよう示す。

⑧職員体制と勤務環境の整備

- ア 児童館の職員には、児童福祉施設最低基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）第38条に規定する「児童の遊びを指導する者」（児童厚生員）の資格を有する者を2人以上置き、必要に応じその他の職員を置くこと。また、児童福祉事業全般との調整が求められることから、「社会福祉士」資格を有する者の配置も考慮すること。

- 「児童福祉施設最低基準」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に修正する。
- 「必要に応じその他の職員を置くこと」を「利用者数の増加等、必要に応じその他の職員を置くこと」と書き加える。
- 「常勤または専任の館長を置くこと」を書き加える。
- 余裕を持った職員体制を整えることにより、安全確認ができるることを書き加える。

イ 児童館の運営責任者は、職員の勤務状況等を把握し、健康・安全に勤務できるようその環境の整備に留意をすること。また、安全面への配慮や事業の円滑な運営のため、常に児童厚生員の連携体制に配慮をすること。

その他、検討を要する事項全般

- 実習生の受け入れの重要性やその配慮等について記載する。
- 大型児童館独自の活動内容を把握して児童館ガイドラインに反映させる。
- 大型児童館の項を設ける。
- 大型児童館は、①県内児童館に対する支援や連携を図ること。②遊びのプログラムの開発、啓発、普及に努めること。③移動児童館を実施し、県内の児童健全育成の役割を果たすことなど、児童館設置運営要綱の記載内容を強調する。
- 児童厚生施設全般に共有すべき事項を整理して示す。
 - ①子どもの自主性・社会性・創造性を育む健全育成
 - ②遊びによる発達促進
 - ③合理的配慮
 - ④子どもの福祉的課題への対応
 - ⑤プレイワークとソーシャルワークの両機能

【参考】

大型児童館固有の「県内児童館の指導及び連絡調整等の役割を果たす中枢的機能」について

■ 「児童館の設置運営について」(平成2年8月7日付厚生省発児123厚生事務次官通知)第4の1の(3)のウ

(ア) 県内児童館相互の連絡、連携を密にし、児童館活動の充実を図ること。

　　県内児童館の連絡協議会等の事務局を設けること。

(イ) 県内児童館の児童厚生員等職員の研修を行うこと。

(ウ) 広報誌の発行等を行うことにより、児童館活動の啓発に努めること。

(エ) 県内児童館を拠点とする母親クラブ等の地域組織活動の連絡調整を図る。

■ 「児童館の設置運営について」(平成2年8月7日付児発967厚生児童家庭局長通知)3の(1)のア

(ア) 県内児童館の情報を把握し、相互に利用できること。

(イ) 県内児童館の運営等を指導するとともに、児童厚生員及びボランティアを育成すること。

(ウ) 県内児童館で活用できる各種遊びの内容や、指導技術を開発し、普及させること。

(エ) 歴史、産業、文化等地域の特色を生かした資料、模型の展示等を行うとともに、一般にも公開すること。

(オ) 県内児童館に貸し出すための優良な映画フィルム、ビデオソフト、紙芝居等を保有し、計画的に活用すること。

- 児童館ガイドライン発出以降に、施行・改正された主な関係法令等について、内容を精査した上で反映させる。

平成23年	障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）
平成25年	子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）
	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）
平成26年	アレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号）
	障害者の権利に関する条約（平成26年条約第1号）
	「子供の貧困対策に関する大綱」（平成26年8月29日閣議決定）
平成27年	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（平成27年2月24日閣議決定）
	「障害者差別解消法 福祉事業者向けガイドライン～福祉分野における事業所が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針～」（平成27年11月11日厚生労働大臣決定）
平成28年	「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（平成28年3月31日府子本第192号・27文科初第1789号・雇児保発0331第3号内閣府子ども・子育て本部参事官、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）
	「社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について」（平成28年7月26日雇児総発0726第1号・社援基発0726第1号・障障発0726第1号・老高発0726第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、同局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局高齢者支援課長通知）
	「要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供にかかる保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」（平成28年12月16日雇児総発1216第2号・雇児母発1216第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）

○児童館に関連する部分が改正された関係法令等について、内容を精査した上で反映させる。

児童福祉法（平成22年法律第164号）（一部は平成29年4月1日から施行）（第1条、第2条、第3条など）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）（第1章総則）

社会福祉法（昭和26年法律第45号）

発達障害者支援法（平成16年法律第167号）

児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）

※用語について

- ・この「児童館ガイドライン」は、「小型児童館」と「児童センター」を主な対象とした。
- ・「地域組織活動」とは、母親クラブ・子育てサークル等の児童の健全な育成を図るために、母親など地域住民の積極的参加による活動のことである。
- ・「放課後児童クラブ」とは、児童福祉法第6条第2項の2に規定する「放課後児童健全育成事業」のことである。

※「放課後児童クラブ」の規定を、「児童福祉法第6条第3項の2」に修正する。

【参考】児童館ガイドライン 構成

平成23年3月策定

1 児童館運営の理念と目的

(1) 理念

(2) 目的

2 児童館の機能・役割

(1) 発達の増進

(2) 日常の生活の支援

(3) 問題の発生予防・早期発見と対応

(4) 子育て家庭への支援

(5) 地域組織活動の育成

3 児童館の活動内容

(1) 遊びによる子どもの育成

(2) 子どもの居場所の提供

(3) 保護者の子育ての支援

(4) 子どもが意見を述べる場の提供

(5) 地域の健全育成の環境づくり

(6) ボランティアの育成と活動

(7) 放課後児童クラブの実施

(8) 配慮を必要とする子どもの対応

4 児童館と家庭・学校・地域との連携

(1) 家庭との連携

(2) 学校との連携

(3) 地域との連携

5 児童館の職員

(1) 館長の職務

(2) 児童厚生員の職務

(3) 児童館の職場倫理

(4) 児童館職員の研修

6 児童館の運営

(1) 設備

(2) 運営主体

(3) 運営管理

(第6章25節／5,393字)

【参考】放課後児童クラブ運営指針 構成

平成27年3月策定

第1章 総則

1. 趣旨
2. 放課後児童健全育成事業の役割
3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本

第2章 事業の対象となる子どもの発達

1. 子どもの発達と児童期
2. 児童期の発達の特徴
3. 児童期の発達過程と発達領域
4. 児童期の遊びと発達
5. 子どもの発達過程を踏まえた育成支援における配慮事項

第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

1. 育成支援の内容
2. 障害のある子どもへの対応
3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応
4. 保護者との連携
5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関する業務

第4章 放課後児童クラブの運営

1. 職員体制

2. 子ども集団の規模（支援の単位）

3. 開所時間及び開所日
4. 利用の開始等に関わる留意事項
5. 運営主体
6. 労働環境整備

7. 適正な会計管理及び情報公開

第5章 学校及び地域との関係

1. 学校との連携
2. 保育所、幼稚園等との連携
3. 地域、関係機関との連携
4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ

第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

1. 施設及び設備
2. 衛生管理及び安全対策

第7章 職場倫理及び事業内容の向上

1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理
2. 要望及び苦情への対応
3. 事業内容向上への取り組み

(第7章29節／17,406字)

【参考】保育所保育指針 構成

昭和40年8月策定(平成29年3月改正)

第1章 総則

- 1 保育所保育に関する基本原則
- 2 養護に関する基本的事項
- 3 保育の計画及び評価
- 4 幼児教育を行う施設として共有すべき事項

第2章 保育の内容

- 1 乳児保育に関わるねらい及び内容
- 2 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容
- 3 3歳以上児の保育に関するねらい及び内容
- 4 保育の実施に関して留意すべき事項

第3章 健康及び安全

- 1 子どもの健康支援
- 2 食育の推進
- 3 環境及び衛生管理並びに安全管理

4 災害への備え

第4章 子育て支援

- 1 保育所における子育て支援に関する基本的事項
- 2 保育所を利用している保護者に対する子育て支援
- 3 地域の保護者等に対する子育て支援

第5章 職員の資質向上

- 1 職員の資質向上に関する基本的事項
- 2 施設長の責務
- 3 職員の研修等
- 4 研修の実施体制等

(第5章19節／28,305字)